

令和7年度越谷市社会福祉審議会

第4回障害者福祉専門分科会 会議録

日時：令和8年2月5日（木）

15：30～16：50

場所：越谷市役所本庁舎8階 第2委員会室

●障害者福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（9名）

高野 雅美	委員	越谷市手をつなぐ育成会
村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
松田 繁三	委員	越谷市医師会
高橋 忠	委員	越谷市歯科医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
会田 真理子	委員	越谷市ボランティア連絡会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
小澤 昭彦	委員	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
横内 浩一	委員	公募委員

○欠席委員（8名）

鈴木 弘子	委員	ロービジョン友の会アリス
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
田沼 良輔	委員	越谷公共職業安定所
望月 美恵子	委員	越谷市聴覚障害者協会
相澤 靖子	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
根本 ひかり	委員	公募委員
高橋 良江	委員	公募委員

○事務局出席者（11名）

小田 大作	福祉部長
山崎 健晴	福祉部障害福祉課長
斉藤 秀樹	福祉部障害福祉課調整幹
近藤 陽介	福祉部障害福祉課調整幹
佐藤 栄樹	福祉部障害福祉課副課長
佐野 瞳	福祉部障害福祉課主任
丸岡 龍介	福祉部障害福祉課主任
金子 豊	子ども家庭部子ども福祉課長
木村 なつ子	子ども家庭部子ども福祉課副課長
飯島 克視	子ども家庭部子ども福祉課主幹
野中 奈保子	福祉部障害福祉課主幹

1 開会

開会后、事前配布資料、当日配布資料の確認を行った。

次に、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数17名のうち9名が出席しているので、会議が成立する旨を報告した。

2 議事

議事については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、小澤分科会長が議長となり進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、傍聴希望者の入室を許可した。

協議事項

(1) 第6次越谷市障がい者計画案について

事務局より、資料1、資料2に基づき説明を行った。

また、本日、計画案の承認を得られた場合、後日、小澤分科会長より市長に答申を行う予定と説明した。

質疑等（要旨）

【委員】

資料2の69ページ、「コラム 障がい福祉に関するマーク」について、前回の会議で私も質問させていただいた。私たちの活動の中でヘルプカードは多くの方に配布してきたが、ヘルプマークは一般的に配布しているものではないと前回会議で伺ったため、その後障害福祉課に確認に行き、ヘルプマークとヘルプカードの違いについて説明を受けた。

今回、70ページにおいてヘルプマークとヘルプカードをきちんと区別して掲載していただき明快になってよかった。

【委員】

資料2の121ページからの「用語解説」について、簡潔で充実した内容であるのがとてもありがたい。用語解説を見ただけでも、いろいろな分野のことなど知ることができ、付随して該当のページ数を載せていただいたことで、そちらも読み返して理解できるようなことも感じられた。

【事務局】

用語解説については、福祉に携わっていない方や、初めて計画書を読んだ方でも用語解説を見れば内容がわかっていただけるよう、なるべく簡潔でわかりやすい説明を意識して作成させていただいた。ご意見に感謝する。

【委員】

資料2の82ページ「施策③日中活動の場の確保」における「1 日中活動系サービスの充実」について、2行目に「生活介護や就労継続支援事業所等の確保に努めます。」とあるが、現状を踏まえると、医療的ケアの必要な方を受け入れている生活介護事業所の中で、定員に達してしまっていて今後受け入れができないところが出ており、隣接している松伏町の中川の郷の通所事業も休園になるため、今後、越谷市内で医療的ケアが必要な方を受け入れられる事業所の確保が引き続き重要になってくると思っており、この部分についてとても共感できる。

【委員】

先日、子ども福祉のほうの施策会議に参加したが、幼稚園、保育所といったところの虐待について様々な意見があった。関連して、資料2の64ページの「コラム 障害者虐待防止法」で窓口の連絡先が掲載されているが、あくまでも障がい者施設

等での障がいのある方への虐待の窓口で、一般の児童や生徒とは別の窓口という解釈でよろしいか。

【事務局】

おっしゃるとおりである。虐待通報等の窓口については、障がいの有無に関わらないものなどいろいろあるが、今回はあくまで障がい者計画ということで、障がいに関わる窓口について掲載している。一般的にこどもの虐待については、第二庁舎2階にあるこども家庭センターが通報窓口になっている。

【事務局】

重ねて説明をさせていただく。資料2の64ページのコラムに掲載している内容であるが、障害福祉課では18歳以上の障がいのある方、18歳未満だと子ども福祉課となる。その下に、埼玉県虐待通報ダイヤルというのもあり、埼玉県が設置している児童・高齢者・障がい者共通の窓口で、何かしら感じられた場合は、まずこちらにかけていただければ24時間受付・対応ができるかたちになっている。こちらの窓口に、例えば18歳以上の越谷市の障がいのある方について虐待の通報が入った場合には、県から市に連絡があり、連携して対応できるかたちになっている。また、18歳以上で障がいのある方は障害福祉課が窓口であるとお話しさせていただいたが、場所がわからない場合でも、市役所に連絡いただければ、担当課所につながることができるため、まずは市役所のどこかに連絡いただきたいと考えている。県や市役所、重い案件の場合には警察といった窓口があるため、引続き皆様の見守りをお願いしたいと考えている。

【委員】

資料2の121ページからの用語解説で、各用語について主な該当ページが書かれている中で、123ページの「施設入所支援」には該当ページが書かれていないのはなぜか。

【事務局】

「施設入所支援」の用語自体は計画書の中に出てきていないためページは掲載していないが、計画の内容の理解に関わる用語として解説を掲載している。

【委員】

私の住んでいる地域では誰が民生委員・児童委員なのか全くわからないままで、地区の総会でも名前等などは拝見できなかったと思う。資料2の131ページ「8 相談窓口等一覧」に関して、基幹相談支援センター等の情報が掲載されて良かったと

思うが、やはり地域の連携を図るには民生委員・児童委員の力が重要だと感じるため、相談窓口として連絡先を載せて欲しいが、個人情報の問題などがあるのか。

【事務局】

おっしゃるとおり、個人情報の関係もあるため、あくまで公的な施設等の市の窓口の情報を掲載させていただいている。

【事務局】

補足であるが、福祉部の中の福祉総務課に相談いただければ、お住まいの地域の民生委員におつなぎできる。また、かねてから地域の民生委員が誰なのかわからないという意見があり、福祉総務課で自治会連合会の会長等が集まる場にお邪魔し、自治会で作成しているハンドブックや年度始めの総会の資料などに、地域によっては民生委員の名前を載せていただいたり、総会の場で担当委員の紹介などをやっていただいている。引き続き自治会にもご協力いただき、地域で民生委員・児童委員としてどなたが活動されているのかわかるように取り組んでいく。

【委員】

資料2の123ページの用語解説「施設入所支援」の表現で、「障害者施設に入所する人が」とあるのは、既に入所している人ではなく、これから入所しようとしている人に対して自宅で援助するという意味なのか教えてほしい。

【事務局】

「施設に入所している人」という意味である。

【委員】

それなら「する」を「している」に直したほうがいいような気がする。

【事務局】

いただいたご意見を参考に検討させていただく。

【議長】

ちなみに、参考までに、現行の第5次越谷市障がい者計画の資料編では、「障害者支援施設に入所する人」ということで同じ表現にはなっているが、委員のご意見を参考に、事務局で検討いただく。

【委員】

今回の計画書から新しくページの下にユニボイスが入り、音声で聞き取れるというのはとてもありがたく、利用できる方、利用したい方にはぜひこれを使っただきたいと思う。ただ、ユニボイスがわからなかったり、利用が難しかったりする

方もいると思うが、実際はどのように利用するのか。

【事務局】

現行の第5次障がい者計画では、概要版にはユニボイスが入っているが本編には入っていなかった。今回の第6次障がい者計画では、本編の全ページと概要版にユニボイスを入れている。

使い方については、無料のアプリをスマートフォンにインストールし、カメラを音声コードに当てていただくと、そのコードに収められた情報をスマートフォンが読み上げてくれるというものだ。

【事務局】

重ねて、今回はこの第6次障がい者計画の策定にあたり、やはり様々な障がいのある方がいらっしゃるの、なるべく多くの方に読んでいただけるよう、わかりやすくなるように努め、委員の皆様からご意見をいただきましたコラムや相談窓口等の情報も掲載するなど、現行計画から工夫をさせていただいたと思っている。

ユニボイスは、目が不自由な方だけではなく、例えば高次脳機能障がいの方や、知的障がいの方も、音声で読み上げることにより文字と合わせて情報が頭に入ってくるということもあるようだ。また、何か作業等をやりながらでも音で情報が得られるものでもある。これらを踏まえ、ユニボイスがどういうものかについて、まずは、障害福祉課から普及啓発をしていきたいと考えている。

【委員】

資料2の74ページ「施策③地域での保健・医療体制の充実」で、「2 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上」という項目がある。身近で、障がいのある成人の方の親御さんから、子どもの体調が悪いため病院を受診して検査をしたいというお話をいただいたが、どこの病院に行けばいいのか私もわからない。検査だと、いろいろな診療科がある大きな病院でないと厳しいが、地域の他の入所施設や通所施設の職員の方に、検査ができる病院について聞いたときに、障がい者の受診を渋ったり断ったりする病院がいくつかあった。親御さんには、とりあえず、いくつか大きめの病院に外来受け入れを頼んで、紹介状を持って行くしかないと話したが、例えば、この項目の担当課となっている地域医療課に相談すれば、障がいのある方でも受け入れてもらえる病院の情報は教えていただけるのか。

【事務局】

今のようなお話は、事業所から時折いただくことがあるのが実情である。74 ページ、「1 保健・医療に関する情報提供の充実」の取組みにある、「障がい者歯科相談医」のように、障がい者の歯科診療については相談ができる体制はあるが、診療については、基本的に医療機関で診療を受けていただくという対応になっている。ただ、市から医療機関に対し、障がいの理解についての啓発等が足りない部分があると思うので、ご意見を参考にさせていただき、引き続き医療機関に対しても障がいの理解の啓発を図っていきたいと考えている。

【委員】

医療関係者としては非常に耳の痛いご意見で、本当に申し訳なく思っている。今、国では、内科の先生を中心にした診療所にかかりつけ医を置いて、まずそこで診療し、専門的な診療・検査が必要なら大学病院や市立病院等に手配するという医療システムの構築を進めている。ただ、現場の感覚では本当に大変で、言い訳がましくも、私ら昔からの医者は何でもみるようにしているつもりだが、若い医者では、腎臓しかみないとか、皮膚科しかみないというような医者が開業していて、困ったものだなと思っている。いずれにしても、まずは内科の先生方中心に、困っている方の相談窓口をやるように、医師会でも発言させてもらって周知したいと思う。

【委員】

資料2の92ページ「施策①総合的な就労支援の充実」における項目「4 障害者就労支援センターの充実」の1～2行目、「就労支援の総合窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め」という部分の、「障害者就労支援センターの機能」というのはどのようなものなのかお伺いしたい。

【事務局】

同じページの下のコラムにもあるが、越谷市障害者就労支援センターは、就労するか否かに関わりなく、本人が就労によって社会参加をすることを支え、多様な就労を確保し、職場への定着に向けた支援を行う、障がい者の就労を総合的に支援する窓口です。機能としては、まず、相談窓口として、障がいのある方やその家族の方、障害者手帳がない方でも障がい等を理由に就労に困難を抱えている方、障がい者雇用を考えている企業の方など、就労に関する総合的な相談窓口という機能がある。また、「地域適応支援事業」という事業があり、主には障がいの程度が重く、一般就労が少し難しい方を対象とし、実際の企業や市役所などでの実習や体験をとおして、社会参加等の機会を提供する福祉的就労に関する事業も行っている。この他にも、企業や事業所との連携や就労に関する啓発など、さまざまな支援を行う機能

がある。

【委員】

就労支援センターの事業や職場実習の情報提供をいただけて助かる。職業オリエンテーションの職業評価にも関連する可能性があると思い質問させていただいた。

【議長】

様々なご意見、ご質問等いただき感謝する。

それでは、この第6次越谷市障害者計画案を本分科会の答申としてよろしいか。

(承認)

(2) 第6次越谷市障がい者計画策定に係る答申書案について
事務局より、資料3に基づき説明を行った。

質疑等(要旨)

【議長】

事務局より答申書案についてご説明があったが、ご質問、ご意見等はいかがか。

(特になし)

それでは、この答申書案を本分科会の答申としてよろしいか。

(承認)

報告事項

(1) 第8期越谷市障がい福祉計画・第4期越谷市障がい児福祉計画策定基本方針案について

事務局より、資料4、資料5に基づき説明を行った。

質疑等(要旨)

【委員】

策定スケジュールがわかりにくいと思っている。「第8期障がい福祉計画」のものだが、資料4の2ページ目の「4計画期間」に第6次障がい者計画がある。4ページ目の「6策定スケジュール」では、表の一番上に令和7年度とあり、もう令和7年ではないが、令和7年度末である令和8年の2月と3月を載せているという意味

でよいのか。

【議長】

おっしゃるとおりである。

3 その他

【事務局】

- ・第6次障がい者計画については、令和8年3月の答申式において小澤分科会長から市長に答申を行っていただく
- ・今後、計画書本編の内容を20ページ程度にまとめた概要版を作成する
- ・答申式後、市長決裁により計画が確定した後、4月頃に市ホームページで、まずはデータを公表する予定
- ・製本した計画書については、印刷・製本作業を終えた後、委員の皆様へ郵送する（計画書は全編フルカラーを予定）
- ・ユニボイスは障がい者計画の本編と概要版の全ページに掲載予定
- ・計画書の点字版、デイジー版という音声版も作成し、障害福祉課や障害者福祉センターこぼと館（中央市民会館1階）等に配架する予定
- ・令和8年度は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に係る協議のため、障害福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の合同開催となる

4 閉会

閉会に伴い、高橋副分科会長より挨拶をいただいた。

（以上）